

仙北市印鑑条例の一部を改正する条例の概要について

1 改正理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）第 49 条において、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）の一部改正により、個人番号カードの利便性向上のため、個人番号カード所持者からの申請により、電子証明書の移動端末設備（スマートフォン）への登載が可能となる。

これを受けて、コンビニ等で各種証明書等を交付する手続きを定めた規定について移動端末設備利用の追加と電子証明書を利用する方法を追加するため、仙北市印鑑条例の一部を改正するもの。

2 改正概要

（1）第 14 条第 3 項関係

コンビニ交付による印鑑登録証明書の交付申請について、スマートフォンに記録した利用者証明用電子証明書を利用する方法を追加するもの。

（2）附則関係

施行は、公布の日とする。